

【新型コロナウイルス感染症】 学校生活における 感染症対策マニュアル

令和2年9月11日

- 1 学校での基本的な対応
- 2 新しい船橋市の学校生活
- 3 教職員の健康管理
- 4 児童生徒又は教職員が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合
- 5 児童生徒の出欠席等の扱いについて
- 6 最後に

※現時点でのものであり、国や千葉県の情報及び感染状況により更新することがあります。

船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課

1 学校での基本的な対応

学校生活の中で、感染症予防に配慮し安心した生活が送れるよう、次の内容に取り組みます。
学校と家庭が協力して、感染予防に取り組んでいきましょう。

- ①全員マスクを着用します。（熱中症にも配慮した指導を行います。）
 - <マスクを着用する必要がない場合>
 - 十分な身体的距離が確保できる場合
 - 登下校中を含め、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合。
 - 体育の授業及び運動部活動
 - ※マスクを外しているときは、 unnecessaryな会話はしないこと。マスクをはずした場面でも、話すときはマスクを着用してから話すこと。
- ②教室に入る前と、休み時間後、給食前、接触、物を共用する前後に、流水・石鹸での手洗いをを行います。
- ③密にならない配慮、環境づくりを行います。
- ④対角線上の2方向の窓・ドアを常時開けて換気します。（ただし、エアコン使用時に教室内の気温上昇を防ぐため窓を閉めている場合は、30分に1回数分間の換気を行います。）

2 新しい船橋市の学校生活

一日の流れにそって、感染症対策について説明します。

時間	学校での対応
登校前 (家庭)	<p>家庭で行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①検温・健康観察 → 健康観察カードに記入して、児童生徒に持たせてください。 発熱について…原則 37℃以上。ただし、平熱は個人で異なります。個々の状況に応じて判断、対応が必要です。 ②同居の家族の健康観察を行ってください。 → 健康観察カードに記入してください。 ③児童生徒本人、または家族に体調が悪い人がいたときは、学校へ連絡してください。

時間	学校での対応
登校前 (家庭)	<p>④児童生徒本人に、発熱や風邪症状等がある場合はお休みです。(出席停止)</p> <p>⑤同居の家族に、発熱や風邪症状等がある場合はお休みです。(出席停止)</p> <p>⑥発熱がない場合であっても、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・咳などの軽い風邪症状が続く場合は、登校を控えて主治医に相談しましょう。このような場合もお休みです。(出席停止)</p> <p>⑦児童生徒本人、または同居する家族がPCR検査を受ける場合、受けることがわかってから、検査結果がでるまで、本人に症状がなくてもお休みです。(出席停止)</p> <p>⑧前日体調が悪く、欠席や早退した場合でも、当日の朝症状が消失し元気な場合は登校可能です。心配な場合はお休みしてください。(出席停止)</p> <p>感染予防のために必要な持ち物</p> <p>①マスク…色柄可 ②ハンカチ ③健康観察カード ④水筒</p> <p>※カバンの中に予備のマスクを持たせてください。</p>
登校前 (学校)	登校前に教職員は教室、廊下、トイレ等の窓やドアを開け、換気を行います。 (対角線上の2方向)
登校中	<p>①原則マスクを着用します。ただし、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外します。</p> <p>②次の内容について、学校と家庭が協力して子どもと話をし、行動できるようにしていきましょう。</p> <p>例)・マスクを外したら、話をしません。マスクを外して話をするとう感染リスクが上がります。話をするときは、マスクを着用してから話をします。</p> <p>・屋外で、人との十分な距離(2m以上)を確保できる場合はマスクを外すことができます。</p> <p>③水筒は、共用しません。自分用の水分を多めに準備して自分の水筒から飲みます。</p> <p>④喉が渇く前に水分補給をするため、決まった場所等で水分を摂取します。</p>
登校後	<p>教室に入る前に</p> <p>①マスクの確認 → マスクをしてから教室へ入ります。</p> <p>②検温忘れ・健康観察カード忘れ → 検温・健康観察を忘れた生徒は確認してから教室へ入ります。確認するときは密にならないように気をつけます。</p> <p>③教室に入り荷物をおいたら、まず手を洗います。</p> <p>④朝の会で、もう一度健康観察を行います。</p>
学校生活 全般	<p>手洗い</p> <p>①休み時間の後、トイレの後、給食前、そうじ後、運動後、接触、物を共用した後など、こまめな手洗いを習慣化していきます。</p> <p>②石鹸やアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするよう</p>

時間	学校での対応
学校生活 全般	<p>な場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮します。皮膚のバリア機能を守るため、必要に応じてハンドクリーム等を使用し手荒れを防ぎましょう。</p> <p>③流し場は密にならないように配慮し、石鹸を配置して衛生的な環境を保ちます。</p>
	<p>換気</p> <p>①対角線上の2か所以上の窓を開けておきます。加えて、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底します。</p> <p>②エアコン使用時においても、熱中症予防に配慮しながら換気を行います。教室内の気温上昇を防ぐため窓を閉めている場合は、30分に1回数分間の換気を行います。</p> <p>③衣服などによる温度調節ができるように、防寒のための上着等を用意するとよいでしょう。</p>
	<p>マスク</p> <p>①基本的には常時マスクを着用します。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外します。その際、換気や児童生徒などの間に十分な距離を保つなどの配慮をします。</p> <p>②教師が声をかけてマスクをはずすときは、次のことに気を付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が向き合っていない。 ・マスクを外したら話をしない。 <p>③授業中も含め、こまめな水分補給をするようにします。マスク着用時は喉の渇きに気づきにくく、喉にウイルスが付着した状態を短くするためです。</p> <p>④授業中でも、熱中症予防のため教師が適宜給水タイムを設けます。喉が渇いてからでは遅いので、喉が渇く前に水分補給をするように声をかけます。目安は30～60分に1回です。</p> <p>⑤体育の授業においては、必ずしもマスクを着用する必要はありませんが、マスクを外すときは、十分な距離を保つなど、①と同様の配慮を行います。</p> <p>⑥体育の授業でマスク着用を希望する児童生徒は、着用してかまいません。</p> <p>⑦体育見学者は、マスクを着用し、1～2mの身体的距離を確保します。その際、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外します。</p> <p>⑧体育の授業で、教職員は原則マスクを着用しますが、身体的リスクがある場合には外して授業を行います。</p>
<p>教室での過ごし方</p> <p>①たがいに1～2m程度の距離を目安にできる限り座席を離し、大声を出すことを控えます。</p> <p>②原則として、授業は黒板の方向を向く形で行います。</p>	

時間	学校での対応
学校生活 全般	<p>授業の進め方</p> <p>①学習用具の貸し借りを行わないようにします。</p> <p>②教具を共用する場合は、使用前後に手を洗います。</p> <p>③下記の活動は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っ ての発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向い たり、ようにし、また回数や時間を絞ったりするなど工夫して実施します。</p> <p>例・児童生徒が長時間密集する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近距離で対面形式となるグループワーク ・近距離で一斉に大きな声で話す活動 ・集団での実験や観察 ・近距離で接触する運動 <p>④家庭科の調理実習を行う場合は一人一調理の実習からスタートし、工夫し て行います。調理した料理はその場で食し、対面を避け会話を控えます。</p> <p>⑤音楽の授業において、歌唱や管楽器を使用した活動を行う場合は、児童生 徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限 り感染症対策を行ってから実施します。</p> <p>⑥児童生徒が密集するのを避けるため、書画カメラで教材や解答を提示した り、デジタル教材を使用したりして、ICTを有効活用した授業を行います。</p> <p>休み時間の過ごし方</p> <p>①密集する遊びや近距離で組み合ったり、接触したりする遊びは避けます。</p> <p>給食</p> <p>①食事中以外はマスクを着用します。</p> <p>②給食当番と配膳する先生の体調確認（健康状態・身支度・手洗い）を行いま す。</p> <p>③全員、流しが密にならないように、順番に石鹸と流水による手洗いを徹底 します。給食当番は、着替えた後にも2度目の手洗いを行います。</p> <p>④給食当番は最小限の人数で行います。トング等は共用しません。</p> <p>⑤配膳を待つ児童生徒は、前を向いて自席でおしゃべりをせず静かに待ちま す。食事の際も、対面にはなりません。</p> <p>⑥給食を受け取る時に、密にならないよう徹底します。</p> <p>⑦担任だけでなく、教職員全員で工夫して、安全でおいしい給食の時間が過 ぎせるようにしていきます。</p> <p>⑧感染リスクを低減するため、量の調整やお代わりは、当面の間、実施しま せん。</p> <p>⑨片づけは密にならないように徹底します。</p> <p>⑩配膳台は、児童生徒下校後に教職員が消毒します。</p> <p style="text-align: right;">【資料】学校給食における感染対策について 参照</p>

時間	学校での対応
学校生活 全般	<p>体調管理</p> <p>①授業の終わりに教職員から体調不良者がいないか声をかけて確認します。</p> <p>②体調不良者は、教職員と一緒に保健室へ行きます。</p> <p>③体調不良の場合、軽症（発熱がなく、軽い風邪症状や体調不良のときを含む）であっても、体調不良者が、他の生徒と接触するのを避ける工夫をして対応します。</p> <p>④早退の際、中高生についても可能であればお迎えをお願いします。帰り道や、帰った後自宅にいるときに症状が悪化、急変することを考慮して、このような対応をとります。</p> <p>⑤授業中も含め、こまめな水分補給をするようにします。</p> <p>⑥熱中症を予防するための対策を各学校で積極的に検討して実行します。その際、児童生徒の安全と健康を第一に考えます。</p> <p>例）服装や、保冷効果のあるものの使用等</p>
	<p>トイレ</p> <p>①トイレの後は丁寧に手を洗います。</p> <p>②終日、窓を開けて換気します。</p>
	<p>そうじ</p> <p>①児童生徒は、トイレの便器を雑巾で拭く清掃を行いません。</p> <p>②児童生徒は、床の雑巾がけはしません。（掃き掃除、モップ掛けは可）。</p> <p>③流し場の清掃、ごみ捨てを、児童生徒が行います。</p> <p>④清掃後に、丁寧に手を洗います。</p>
	<p>来校者</p> <p>①外部からの来校者に対しては、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒など、感染対策の徹底に協力していただきます。</p> <p>②来校前の検温健康観察結果を受付時に確認いたします。体調不良時は、校内への立ち入りや教育活動への参加を見合わせていただきます。</p>
下校中	※登校中と同様の対応
下校後 (家庭)	<p>①帰宅後の手洗い・うがいを励行しましょう。</p> <p>②帰宅後の、検温・健康観察をしましょう。</p>
下校後 (学校)	<p>①トイレの便器等の清掃、共用箇所の消毒を行います。（次亜塩素酸ナトリウム消毒液、アルコール、界面活性剤（経済産業省で効果が確認されているもの）、次亜塩素酸水を使用）消毒する箇所は共用する場所やものです。</p> <p>教室……配膳台,ドアノブ,窓の取っ手,照明のスイッチ,多数が共用した物流し場・トイレ…水道の蛇口、流水レバー、ボタン、トイレのドアのかぎ、便座、便座のふた、ペーパーホルダー</p> <p>その他…階段の手すり、エレベーターのボタン、昇降口のドア 等</p>

時間	学校での対応
下校後 (学校)	※教室の机椅子は、船橋市では今まで独自に消毒を行っていましたが、共用箇所の例には含まれないものですので、今後は子どもたちが自分で机いすを清掃します。

3 教職員の健康管理

感染症予防のため、教職員も次のような健康管理を行い、管理職が毎朝、出勤した教職員の健康状態を確認します。

1 出勤前・出勤時

- (1) 毎朝、検温します。検温の結果を健康観察カード等に記入します。発熱がない場合でも、風邪症状がみられるときは出勤しません。児童生徒同様に、同居の家族に発熱風邪症状等がある場合や、PCR検査を受けることになってから結果が出るまでの間は出勤しません。
- (2) 職員室に入る前に手を洗い、健康観察カード等を管理職に提出して、健康状態を報告します。職員室では、できる限り座席間の距離を確保する等工夫します。

2 生活の注意

- (1) 校内では、児童生徒同様に原則としてマスクを着用して生活します。
- (2) 濃厚接触の恐れがある場所（密閉・密集・密接）へは、できるだけ行かないようにします。

3 感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき

- (1) 保健所の指示に従い療養します。
- (2) 本人又は家族から、学校（管理職）へ報告します。
- (3) 学校で行う対応は、下記「4 児童生徒又は教職員が感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合」に書いた通りです。

4 児童生徒又は教職員が感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合

船橋市の学校における対応を説明します。

- (1) 原則として、船橋市では千葉県教育委員会と、船橋市保健所からの指導内容に基づき対応いたします。

＜学校の臨時休業の判断に関する参考資料＞

千葉県「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」

学校の初動対応について より

【感染者が発生した場合】

「教育委員会は、感染者が発生した場合、原則として、**保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、学校全体について、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業を行う。**

なお、県または市町村の衛生主管部局と相談の上、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その後、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、判断する。

【濃厚接触者が発生した場合】

「教育委員会は、濃厚接触者が発生した場合、原則として臨時休業は実施しない。ただし、県又は市町村の衛生主管部局や保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。」

- (2) 学校は、保健所の疫学調査に協力します。
- (3) 保健所の指導に基づいて、校内の消毒等を行います。

5 児童生徒の出欠席等の扱いについて

船橋市の学校における対応を説明します。

- (1) 児童生徒が、感染したときと、濃厚接触者に特定されたときは出席停止です。
- (2) 発熱、風邪症状、体調不良のため休む場合は、出席停止です。
- (3) **同居の家族に、発熱、風邪症状等があるときは出席停止です。**
- (4) **児童生徒本人または同居の家族がPCR検査をうけることになってから、結果が出るまでの間は、出席停止です。**
- (5) 海外から帰国し、2週間の自宅などでの待機を要請された場合は、出席停止です。
- (6) 次の場合は、学校に連絡して相談してください。校長が認めた場合、欠席扱いになりません。(出席停止)
 - ①医療的ケア児、基礎疾患児などが主治医の見解に基づき休む場合。
 - ②本人に症状はないが、保護者が予防のため学校を休ませたいと相談し、自宅で休むことになった場合。

6 最後に

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方などとその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように指導していきます。

○心理的なストレスを感じている児童生徒もいると思います。学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察などから、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談などの実施やスクールカウンセラーなどによる支援を行っていきます。